

十日町市農林水産業総合振興事業費補助金 危険木・支障木伐採事業 Q&A

質 問	回 答
宅地内の樹木が倒木する恐れがあるので伐採したい。補助の対象となるか。	対象外です。 森林法第5条で定めている地域計画森林内（以下、5条森林という）の立木であり、かつ住宅や道路、農地等の保護対象に被害を及ぼす恐れのある立木が対象となります。
森林法第5条で定めている地域森林計画森林（5条森林）か確認する方法は？	森林の土地の地番を調べていただき、市農林課林業振興係（TEL025-757-9917）までお問い合わせください。
所有している森林（5条森林）の樹木が隣地に倒木する恐れがあるため伐採したい。補助の対象となるか。	倒木し、要領で定める保護対象又は保護対象利用者の生命や財産に被害を及ぼす恐れのある場合は対象となります。
他人が所有している森林の立木の伐採も対象となるか。	対象となります。ただし、森林の所有者から立木の伐採について同意を取得し、伐採届を市に提出することが条件となります。また、費用をどちらが負担するかは当事者間でご相談ください。
補助金の申込はどのようにすればよいか。	5条森林かつ保護対象に該当するか確認するため、森林の地番を調べたうえで、市農林課林業振興係（TEL025-757-9917）までお問い合わせください。
伐採した立木の売買は可能か。	伐採した立木の売買は可能です。木材の売り払い収入は自己負担分に充てることができますが、余剰が生じる場合（収支が黒字になる場合）は補助額を調整（減額）します。
知り合いの事業者に依頼をして既に伐採をしてしまったが補助の対象となるか。	交付申請書を提出し、市からの交付決定通知後に伐採作業を実施するため補助対象外です。